

高等学校等就学支援金について

高校授業料無償化に伴い、私立高校の通信制課程においても授業料軽減が実施されることになりましたが、平成 26 年 4 月から制度改正により受給資格要件として所得制限が設けられました。保護者(父母)の年収の合計が 910 万円以上相当の世帯の生徒については、この制度の対象外になりました。

1 授業料軽減額

年収相当 (保護者等(父母)の合計)	道府県民税所得割額と 市町村民税所得割額との 合算額 (保護者等(父母)の合計)	返金額
250 万円未満相当	0 (非課税)	8,000 円 × 単位数
250 万円～350 万円未満相当	～ 85,500 円未満	
350 万円～590 万円未満相当	～257,500 円未満	7,218 円 × 単位数
590 万円～910 万円未満相当	～507,000 円未満	4,812 円 × 単位数
910 万円以上相当	507,000 円～	0 円

※ ただし、所得割額と履修単位数によっては、金額が変わる場合があります。

2 支給対象の上限は次のとおり

- ① 支給上限単位数：74 単位（登録単位数であり、修得単位数ではありません）
- ② 年間の上限支給対象単位数：30 単位
- ③ 上限支給期間：4 年（前籍校での在籍期間を含みます）

※前籍校での在籍期間に応じて、支給期間が短くなる場合があります。

※支給期間については、登録単位の有無にかかわらず、在学期間は加算されます。ただし、休学の際には本人の申請により支給期間を一時停止することができます。